

組合報 **あゆみ**

編集・発行／京都建設業事務組合・辰野行政書士事務所

〒602-8048 京都市上京区下立売通油小路東入西大路町139-3 3F

Tel (075) 411-4848・8880 Fax (075) 411-4800

令和 4年 7月

経審改正案(続報)

現在、検討されている経営規模等評価審査申請(経審)の追加項目に関しては令和5年1月より改正(令和4年8月公布)が予定されておりますが、建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)が加点対象となる工事や公布時期・適用時期等が示されました。

① CCUSの加点

これまでの案では、【全ての建設工事(元請工事)又は全ての公共工事(元請工事)に対してCCUS上での現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じること】を加点要件としていましたが、今回は【①極めて工期が短く、施工体制の登録に必要な時間的猶予がない少額工事 ②緊急性を要する災害応急工事等においては負担軽減のため審査対象外として扱う】とされました。

※CCUSに関しては、公布日以降に開始する事業年度から審査対象の期間として運用する、と明確化されています。

要件	評点
直近事業年度に施工した <u>全ての建設工事</u> (軽微な工事及び災害応急工事等を除く)において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置等の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	15
直近事業年度に施工した <u>全ての公共工事</u> (軽微な工事及び災害応急工事等を除く)において、CCUS上の現場登録及びカードリーダー設置の就業履歴を蓄積するために必要な措置を講じていること	10

審査対象外とする建設工事

- 1) 建設業法上許可不要となる軽微な工事・1件の請負代金の額が500万円(建築一式工事1,500万円)に満たない工事
- 2) 災害応急対策等に関する工事・発生直後の応急対策であって災害協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

② WLB(ワークライフバランス)の加点

4月から開始された新たな認定制度「トライくるみん」認定を加点要件として追加し、審査基準日における各認定の取得をもって加点とする。

認定区分	配点
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)	2~5
次世代法に基づく認定(くるみん)	3~4
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)	4

加点の適用時期については、施行日(令和5年1月)以降、WLBに関する取組が追加されるもののP点に占めるウェイトの増加は軽微なため現行の算式(200分の1,900)を維持。CCUS導入状況による審査が追加されるとそのウェイトが大きく増加するため、各項目間のバランスを維持するべく算式が200分の1,750に変更されます。

競争入札参加資格【京都市】SDGs

京都市上下水道局では、SDGs(持続可能な開発目標)をはじめ、持続可能な社会を構築する取組に向けた企業行動の重要性を啓発すべく、取り組む意欲のある事業者の皆様を応援する入札・契約制度上の仕組みを運用しています(施行)。

対象となるのは、予定価格4億円以上の工事請負の受注者および予定価格8千万円以上の物品等調達の受注者で、契約条件の一つとして、契約後2か月以内に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取組に努める」旨の文書の提出が求められます。提出は契約条件ですが、啓発が目的であるため記載した事項を結果として守れなかったことだけをもって参加停止措置などのペナルティを課されることはありません。(ただし守れなかったことが法令違反として行政処分を受けた場合は、参加停止措置の対象となることがあります)。

また有資格者格付要領における格付対象工事種別の格付基準・点数に変更はありませんが、令和4年3月18日に改正された格付要領にはSDGsに掲げられている17項目のいずれに当てはまるのか追記がされています。

(例) ISO9000 シリーズ・・・ SDGs 1,5,9,11,12,14

KES/ISO14000 シリーズ・・・ 同 1,2,3,4,5,6,7,8,9,11,12,13,14,15

障がい者雇用・・・ 同 10

不当要求防止・・・ 同 16

京都市消防団協力事業所・・・ 同 17

など(全10項目)

SDGsは貧困や飢餓などから働きがいや経済成長、気候変動に至るまで21世紀の世界が抱える課題が包括的に挙げられており、2030年(令和12年)までに向けて個人・家庭・自治体・企業・NPOなどが幅広く参画して取り組んでいく目標です。日常の何気ない取組も実はSDGsに繋がっています。より深めていきましょう。

競争入札参加資格【申請先ご確認のお願い】

令和5年度における競争入札参加資格申請が順次開始されるにあたり、現在弊所にて手続きをさせていただいている業者様には先日、申請先確認書類を発送しております。入札参加申請先の変更や追加等ご確認をお願い致します。

また経営規模等評価審査申請(経審)を初めて受審された業者様におかれましては、経審時にご希望の申請先を伺っているため改めての確認となりますがご了承いただけますと幸いです。

確認させていただいた申請先により申請時期が異なりますので、該当申請先の時期が近付いて参りましたら改めて必要書類のご案内を致します。お手元に到着しましたら内容をご確認いただき、期日までのご準備の程ご協力をお願い致します。

決算による変更届は義務

《建設業法第11条第2項》により、建設業許可を受けた建設業者は法の定めにより、毎年決算終了後4ヶ月以内に【営業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、**過去5年間【営業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。**

弊所ホームページではエクセル様式にて入力出来る工事経歴書も掲載しておりますので是非ご活用ください。(経審の受審の有無により様式が少し異なりますので該当の様式をご利用ください。)

算定基礎届と賞与支払届

健康保険および厚生年金保険の被保険者および70歳以上被用者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないよう、7月1日現在使用している全被保険者の3か月間(4~6月)の標準月額を算定基礎届により届出し、その内容に基づき毎年1回標準報酬月額を決定し直します。これを定時決定といいます。

決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。提出時期は毎年7月10日(土日の場合は翌営業日)までとなっております。ご提出されていない事業所様は速やかに提出をお願いします。ただし、以下の(1)~(4)のいずれかに該当する場合は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方
- (4) 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

算定基礎届は、6月中旬以降、事業所あてに送付されており、印字されているのは5月中旬までに届け出された被保険者の氏名・生年月日・従前の標準報酬月額等です。

賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっております。事業主が被保険者および70歳以上被用者へ賞与を支給した場合には、支払日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出します。届出内容により標準賞与額が決定され、保険料額が決定されます。

労働保険料

労働保険は、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収については、両保険は「労働保険」として一体のものとして取り扱っています。事業主は、労働者を一人でも雇っていれば労働保険に加入し、労働保険料を納付する必要があります。納付された労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。

【労災保険料】

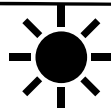
- 労災保険給付等
- 社会復帰促進等事業
- その他(事務費・人件費・清算返還金や翌年繰越)

※労働保険料と併せて納付いただく「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」は、労災保険等の対象とならない石綿健康被害者やそのご遺族の方の救済給付に使われています。

【雇用保険料】

- 失業等給付
- 育児休業給付
- 雇用保険二事業
- 就職支援法事業
- その他(事務費・人件費や剰余金積立)

※失業等給付、育児休業給付及び就職支援法事業は、保険料収入のほか給付費の一定割合を国庫で負担しています。



STOP! 熱中症



例年京都労働局では、暑さが本格化する7月を『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』の重点取組期間とし、特に警戒が必要である7月・8月に取り組むべき内容について積極的な実施を呼びかけています。

過去10年間に職場で発生した休業4日以上の中熱症による労働災害のうち、84.8%が7月・8月に集中しており、最も多い時間帯は16時・17時です。また、およそ3人に1人は屋外ではなく屋内で発生しています。年々気温は上昇傾向にある上、コロナ禍でマスクの着用等、作業をするうえで過酷な状況が続いているためこれまで以上に警戒しましょう。

重点取組期間中に実施すべき事項

- ① 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じた追加対策の実施を行うこと。
- ② 特に梅雨明け直後の、WBGT値に応じた作業の中断・短縮・休憩時間の確保の徹底を図り、水分・塩分の積極的な摂取及び管理者によるその確認の徹底を図ること。
- ③ 睡眠不足・体調不良・前日の飲みすぎ・暑熱順化の不足等について、作業開始前の確認徹底や巡視の頻度を増やすこと。
- ④ 熱中症発生のリスクが高まることを考慮し重点的な教育を実施すること。
- ⑤ 体調不良者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるよう配慮し、状態が悪化した場合の対処方法を確認しておくこと。

熱中症予防管理者は測定したWBGT値に応じて、確認・対策が必要です。また、少しでも異常を感じたら作業を離れ休憩する・病院へ運ぶ・病院へ運ぶまでは一人にしない、など異常時の措置が必要です。

一人親方の注意点

一人親方との契約が【雇用契約】でない場合であっても、働き方が労働者と同様と判断された場合には、その方は労働者として取り扱われることとなります。その場合、適用されるのは元請事業場の労災保険です。契約ではなく実態にて判断されるため注意が必要です。

また一人親方は労災保険に任意加入ですが、万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように労災保険の特別加入制度を是非ご利用ください。一人親方の保険料や休業(補償)給付は、“給付基礎日額”を基に算出され、この給付基礎日額が低い場合、保険料が安くなりますがその分給付金額も少なくなります。

「夢に日付を入れろ」と、常に私は言っています。
いつまでにやるという具体的な日付を入れることではじめて夢は実現に向かう

(プレジデント名言録PartIIIより)

【御礼】労働保険年度更新の完了

今年度も、弊組合にご委託頂いている組合員様方の労働保険料年度更新手続きはすべて完了致しました。お忙しい中、皆様にご協力いただいたことを心より感謝致します。

『労働保険』は従業員だけでなく、会社の安定を守ります

労働保険は政府が管理・運営する“強制保険”です。原則として雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となります。労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。